

知名町告示60号

知名町結婚新生活支援事業補助金交付要綱を次のように定めた。

令和7年6月18日

知名町長 今井 力夫



知名町結婚新生活支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、婚姻を機に新生活を開始した世帯に対し、新生活における経済的負担の軽減を図るため、予算の範囲内で補助金を交付する知名町結婚新生活支援事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 申請年度 補助金の交付を初めて申請する日の属する年度をいう。
- (2) 新婚世帯 申請年度の前年度の1月1日から申請年度の3月末日までの間に婚姻届を提出し、受理された世帯をいう。
- (3) 夫婦 婚姻を機に新婚生活を開始した者をいう。
- (4) 婚姻日 婚姻届が受理された日をいう。

(補助対象者の要件)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てに該当する新婚世帯とする。

- (1) 夫婦ともに申請時に、取得又は賃借した知名町内の住宅に現に居住し、その居住先が住民基本台帳に住所として記録されていること。
- (2) 婚姻日において、夫婦ともに年齢が39歳以下であること。
- (3) 夫婦の所得（交付申請時点で取得できる最新の所得証明書を基に夫婦の所得金額を合算した額をいう。）が500万円未満であること。ただし、貸与型奨学金（公的団体又は民間団体より、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。）の返還を現に行っている場合は、所得証明書を基に算出した世帯の所得から貸与型奨学金の年間返還額を控除した金額を所得とする（申請日から遡って1年以内の当該奨学金の返還額に限る。）。
- (4) 夫婦ともに町税等の滞納がないこと。
- (5) 夫婦ともに知名町暴力団排除条例（平成24年知名町条例第11号）第2条第1号に規定する暴力団員等でないこと。
- (6) 夫婦の一方又は双方が過去に地域少子化重点交付金による結婚新生活事業補助金（他の自治体での補助を含む。）の交付を受けていないこと。
- (7) 補助金の交付を受けた日から夫婦ともに5年以上本町に定住する意思が

あること。

- (8) こども家庭庁、鹿児島県又は町が行う本事業に係る調査に協力すること。

(補助要件及び補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費の区分、補助要件及び補助対象経費は別表に定めるとおりとする。

- 2 補助対象経費は、申請年度に支出されたものであって、原則として婚姻日以後申請時までに支出した経費とする。ただし、次に掲げるいずれかの費用については、婚姻を機に支出されたものであれば、婚姻日から1年前まで遡った期間に支出されたものであっても、申請年度での支出に限り、補助対象経費とする。

- (1) 取得した住宅に係る費用
- (2) リフォーム工事した住宅に係る費用
- (3) 新たに契約した賃貸に係る費用
- (4) 引越しした際に係る費用

(補助金の額)

第5条 補助金は、住居費、引越し費用及びリフォーム費用を合わせた額とし、夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下である場合は1世帯当たり30万円、夫婦ともに婚姻日における年齢が29歳以下である場合は1世帯当たり60万円を上限とする。

- 2 前項に規定する合計額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとし、合計額が1,000円未満であるときは補助金を交付しないものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、知名町結婚新生活支援事業補助金交付申請書兼実績報告書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付し、申請年度4月1日から申請年度3月末日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本
- (2) 夫婦の所得証明書（婚姻に伴い夫婦の双方又は一方が離職した場合にあっては、当該離職した者の離職票又はこれに代わるもの）
- (3) 貸与型奨学金の返還額が分かる書類（貸与型奨学金を返還している場合）
- (4) 住宅の売買契約書又は工事請負契約書の写し（住宅を購入した場合）
- (5) 住宅の賃貸借契約書の写し（住宅を賃借した場合）
- (6) 住宅購入又は賃借した場合の費用に係る領収書の写し

- (7) 引越しに係る領収書の写し（引越し費用の場合）
- (8) 住宅のリフォー
ムに係る工事請負契約書又は請書の写し（住宅をリフォームした場合）
- (9) 住宅のリフォームに係る領収書の写し（住宅をリフォームした場合）
- (10) 住宅手当等支給証明書（第2号様式）（住宅を賃借した場合）
- (11) 夫婦の町税等の滞納がない証明書（転入直後の場合は前住所地の市区町
村税等の滞納がない証明書を含む。）。又は、滞納がない誓約書及び同意
書（第3号様式）
- (12) 各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
（翌年度に係る交付申請）

第7条 申請者は、次条の規定による交付決定額が第5条に規定する補助上限額に達しなかったときは、補助上限額から申請年度の交付決定額を差し引いた額を上限とする額を、申請年度の翌年度に限り申請することができる。ただし、第4条に規定する補助対象経費は、申請年度に交付決定を受けた補助対象経費と同一の経費のものに限る。

2 申請者が前項の申請をする場合は、結婚新生活支援事業補助金交付申請書兼実績報告書（第1号様式）に前条で掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定及び確定）

第8条 町長は、第6条の規定による申請書を受理したときは、当該申請に係る審査をし、補助金の交付可否を決定するものとする。

2 町長は、補助金の交付することが適当であると認めたときは、知名町結婚新生活支援事業補助金交付決定及び交付確定通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

3 町長は、補助金を交付することが適当でないと認めたときは、知名町結婚新生活支援事業補助金不交付決定通知書（第5号様式）により、申請者に通知するものとする。

（翌年度に係る交付決定及び確定）

第9条 町長は、第7条の規定による申請書を受理したときは、当該申請に係る審査をし、補助金の交付可否を決定するものとする。

2 町長は、補助金の交付することが適当であると認めたときは、知名町結婚新生活支援事業補助金交付決定及び交付確定通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

3 町長は、補助金を交付することが適当でないと認めたときは、知名町結婚新生活支援事業補助金不交付決定通知書（第5号様式）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第10条 申請者は、第8条第2項又は前条第2項に規定する通知を受けた場合は、速やかに知名町結婚新生活支援事業補助金交付請求書（第6号様式）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による交付請求があったときは、内容を審査し、申請者に対して速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消)

第11条 町長は、補助金の交付を受けた者（以下「受給者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金があるときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、町長の指示に従わなかつたとき。

(補助金の返還)

第12条 受給者は、町長が補助金の交付決定を取り消した場合において、既に受給した補助金があるときは、速やかに当該補助金を返還しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別表1（第4条関係）

| 経費の区分 | 補助要件 | 補助対象経費 | 必要書類 |
|---------------|--|--|--|
| 1 住居費 (取得) | (1)夫婦の双方又は一方の当該住宅の住所となっていること。 (2)申請年度4月1日から申請年度3月末日までの間に支払った金額が領収書等により確認できること。 | 婚姻に伴い新たに物件を購入した際に要した費用（住宅の新築、購入及び建替え）。ただし、次に掲げる費用については対象としない。 (1)旧住宅の解体撤去に要する費用 (2)土地の購入費 (3)住宅ローン手数料 (4)住宅又は土地の登記に要する費用 (5)国、県又は町の他の補助等の対象として補助を受ける部分に係る費用 (6)前各号に掲げるもののほか、町長が適当でないと認めた費用 | (1)住宅の売買契約書の写し又は工事請負契約書の写し (2)補助対象期間内の住宅取得に係る費用であることを確認できる領収書又はその写し |
| 2 住居費 (賃貸) | (1)夫婦いずれか一方が住宅の賃貸借契約の名義人となり、当該住宅の家賃を支払っていること。 (2)申請年度4月1日から申請年度3月末日までの間に支払った費用であること及び支払った金額が領収書等により確認できること。 | 婚姻に伴い新たに住宅を賃借する際に要した費用で、家賃、敷金、礼金、（保証金などこれに類する費用を含む）、共益費及び仲介手数料。ただし、次に掲げる費用等については、補助対象としない。 (1)駐車場代、（家屋の賃貸借契約に基づく費用であり、かつ、切り分けができない場合を除く） (2)更新手数料 (3)国、県又は町の他の補助金の対象として補助を受ける部分に係る費用 | (1)住宅の賃貸借契約書の写し (2)補助対象期間内の住宅賃借に係る費用であることを確認できる領収書の写し |

| | | | |
|-----------|--|---|---|
| | | (4)前各号に掲げるもののか、町長が適当でないと認めた費用 | |
| 3 引越し費用 | (1)夫婦の双方又は一方の住民票の住所が当該住宅の住所となつていること。 (2)申請年度4月1日から申請年度3月末日までの間に支払った費用であること及び支払った金額が領収書等により確認できること。 | 引越し業者又は運送会社への支払その他の引越しに係る実費を対象とする。ただし、次に掲げる費用については、補助対象としない。 (1)家財道具の運搬のために利用した車両、台車、はしご等に係るリース費用 (2)引越し業者でない者に家財道具の運搬作業を依頼して支払った費用 (3)前各号に掲げるもののか、町長が適当でないと認めた費用 | 引越しに係る領収書の写し |
| 4 リフォーム費用 | (1)申請時に夫婦の双方又は一方の住民票の住所が当該リフォームを行う住宅の住所となっていること。 (2)申請年度4月1日から申請年度3月末日までの間に支払った費用であること及び支払った金額が領収書等により確認できること。 (3)町内に本社、支社、支店、営業所等を有する | 婚姻に伴い実施した住宅リフォームに要した費用のうち、住宅の機能の維持又は向上を図るために修繕、増築、改築及び設備更新等の工事費用。ただし、次に掲げる費用については、補助対象としない。 (1)倉庫、車庫に係る工事費用 (2)門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用 (3)エアコン、洗濯機等の家電購入・設置に係る費用 (4)前各号に掲げるもののか、町長が適当でないと認めた費用 | (1)工事の内容、内訳が確認できる工事請負契約書又は請書の写し (2)住宅リフォームに係る費用であることを確認できる領収書の写し |

| | | | |
|--|-----------------------------------|--|--|
| | 法人及び町内で事業を営む個人事業者が行うリフォーム工事であること。 | | |
|--|-----------------------------------|--|--|

第1号様式（第6条関係）

令和 年 月 日

知名町長 今井 力夫 様

申請者 住所

氏名

連絡先

知名町結婚新生活支援事業補助金交付申請書兼実績報告書

知名町結婚新生活支援事業補助金の交付を受けたいので、知名町結婚新生活支援事業補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請及び報告します。

| | | | |
|---------------------------------|-------------|--------------------|------------|
| 婚姻日 | | 年 月 日 | |
| | | 申請者 | 配偶者 |
| 氏 名 (フリガナ) | | | |
| 生年月日 | | 年 月 日 (歳) | 年 月 日 (歳) |
| 新居への住民登録年月日 | | 年 月 日 | 年 月 日 |
| 貸与型奨学金の年間返還額 | | 円 | |
| 所得金額 | | 円 | |
| *貸与型奨学金を返還した場合は、 年間返還額控除後の金額 | | 合 計 円 | |
| 補助 対象 経費 | 住居費 (取得) | 契約締結年月日 | 年 月 日 |
| | | 契約金額 (A) | 円 |
| | 住居費 (賃借) | 契約締結年月日 | 年 月 日 |
| | | 賃料 (a) | か月分 円 |
| | | 住居手当等 (b) | か月分 円 |
| | | 実質家賃負担額(c)=(a)-(b) | か月分 円 |
| | | 敷金 (d) | 円 |
| | | 礼金 (e) | 円 |
| | | 共益費 (f) | か月分 円 |
| | | 仲介手数料 (g) | 円 |
| 小計 (B) = (c+d+e+f+g) 円 | | | |
| 引越し費用 | 引越しを行った日 | 年 月 日 | |
| | 費用 (C) | 円 | |
| リフォーム費用 | 領収書等記載額 (D) | 円 | |
| 合計 (A) + (B) + (C) + (D) | | 円 | |
| 事業完了年月日 | | 交付申請額 円 | |
| 年 月 日 | | 前年度申請額 円 | |

※ (1,000円未満の端数は切捨て) 夫婦ともに39歳以下上限30万円、夫婦ともに29歳以上上限60万円

【添付書類等確認欄】

| | 申請者 | 配偶者 |
|--------------|---|---------|
| 町税等の滞納の有無 | あり ・ なし | あり ・ なし |
| 公的制度による家賃等補助 | 受けている ・ 受けていない | |
| 暴力団員等の該当 | あり ・ なし | あり ・ なし |
| 添付書類 | <input type="checkbox"/> 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 夫婦の所得証明書（婚姻に伴い夫婦の双方又は一方が離職した場合にあっては、当該離職した者の離職票又はこれに代わるもの） <input type="checkbox"/> 貸与型奨学金の返還額が分かる書類（貸与型奨学金を返還している場合） <input type="checkbox"/> 住宅の売買契約書又は工事請負契約書の写し（住宅を購入した場合） <input type="checkbox"/> 住宅の賃貸借契約書の写し（住宅を賃貸した場合） <input type="checkbox"/> 住宅購入又は賃借した場合の費用に係る領収書の写し <input type="checkbox"/> 引越しに係る領収書の写し（引越し費用の場合） <input type="checkbox"/> 住宅のリフォームに係る工事請負契約書又は請書の写し（住宅をリフォームした場合） <input type="checkbox"/> 住宅のリフォームに係る領収書の写し（住宅をリフォームした場合） <input type="checkbox"/> 住宅手当等支給証明書（第2号様式）（住宅を賃借した場合） <input type="checkbox"/> 夫婦の町税等の滞納がないことを証する書類又は滞納がない誓約書及び調査同意書（第3号様式） <input type="checkbox"/> その他 () | |

第2号様式（第6条関係）

令和 年 月 日

知名町長 今井 力夫 様

給与等の支払者

所在 地：

事業所名：

代表者名： 印

電話番号：

住宅手当支給証明書

下記の者の住宅手当支給状況について、下記のとおり証明します。

記

1、対象者

| | |
|-----|--|
| 住 所 | |
| 氏 名 | |

2、住宅手当支給状況

(1) 支給している。

| | | | | | | |
|-----------|------|---|------|----------|--------|---|
| ア | 年 | 月 | から | 住宅手当月額 | 金 | 円 |
| ※変更があった場合 | | | | | | |
| イ | 年 | 月 | から | 変更 | 住宅手当月額 | 金 |
| ウ | 申請年度 | 分 | 支給総額 | _____か月分 | 金 | 円 |

(2) 支給していない。

注意事項

- 1 住宅手当とは、住宅に関して事業主が従業員に対し、支給又は負担する全ての手当等の月額です。
- 2 住宅手当支給状況については、(1)、(2)のいずれかに○印をつけてください。
- 3 住宅手当を支給している場合は、直近の住宅手当月額、申請年度支給総額を記入してください。
- 4 法人の場合は社印を、個人事業主の場合は認印を押印してください。

第3号様式（第6条関係）

令和 年 月 日

知名町長 今井 力夫 様

申請者

住 所 :

生年月日 :

氏 名 :

印

配偶者

住 所 :

生年月日 :

氏 名 :

印

町税等の滞納がない誓約書及び調査同意書

下記補助金の交付申請にあたり、申請者及び配偶者に町税等の滞納がないことを誓約し、補助金等担当課が税務担当課に滞納の有無について調査することに同意します。

記

1、交付申請する補助金等名 知名町結婚新生活支援事業補助金

第4号様式（第8条関係、第9条関係）

第 号
令和 年 月 日

様

知名町長 今井 力夫 印

知名町結婚新生活支援事業補助金交付決定及び交付確定通知書

令和 年 月 日付で申請のあった知名町結婚新生活支援事業補助金については下記のとおり交付することに決定し、交付確定額は交付決定額と同額に確定しましたので、知名町結婚新生活支援事業補助金交付要綱第8条第2項及び第9条第2項の規定により通知します。

記

1 補助金交付決定額及び確定額 金 円

第5号様式（第8条関係、第9条関係）

第 号
令和 年 月 日

様

知名町長 今井 力夫 印

知名町結婚新生活支援事業補助金不交付決定通知書

令和 年 月 日付で申請のあった知名町結婚新生活支援事業補助金については、下記の理由により交付しないことを決定しましたので、知名町結婚新生活支援事業補助金交付要綱第8条第3項及び第9条第3項の規定により通知します。

記

不交付の理由

第6号様式（第10条関係）

令和 年 月 日

知名町長 今井 力夫 様

住 所
氏 名

知名町結婚新生活支援事業補助金交付請求書

令和 年 月 日付 第 号で交付決定及び確定を受けた知名町結婚新生活支援事業補助金について、知名町結婚新生活支援事業補助金交付要綱第10条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 円

2 補助金の振込先

| 金融機関 名 | 銀行・農協 金庫・組合 | | 支店 支所 |
|-----------|----------------|------|----------|
| 預金種別 | 普通 ・ 当座 | 口座番号 | |
| フリガナ | | | |
| 口座名義 | | | |

※口座名義については必ず請求者氏名と一致すること。

※通帳の写しを添付すること。